



## 当別町エネチャレンジ (町民節電所) 事業 に参加しましょう!

### ★当別町エネチャレンジ(町民節電所)事業とは!?

各家庭の節電の取り組みや子どもたちの日々の省エネ行動など、皆さんの創意工夫による省エネ・節電のアイデアを募集し、実践結果を広く公表することで、町内の省エネの取り組みを進めます!

### ★「一般部門」を募集します!

エネチャレンジ事業は、「一般部門」と「キッズ部門」があり、今回は「一般部門」を募集します。

(キッズ部門は小・中学校を通じて、お知らせしています)

### ★チャレンジ内容

各家庭の10月分から12月分の電力使用量の合計を平成28年と平成29年で比較し、その削減量を競います。電力使用量は、電力会社からの検針票に記載されている電力使用量とします。

### ★チャレンジ期間

平成29年10月分から12月分の電力検針期間

### ★応募方法

応募用紙に必要な事項を記入の上、「今年と前年の10月分から12月分の検針票の写し」を添付し、持参、郵送、FAXまたはメールで応募してください。ただし、前年分の電力使用量が、今年の検針票に記載されている場合は、前年分の検針票の添付は必要ありません。

省エネ・節電 / に取り組んで

電気料金を削減しましょう!



当別町 エネチャレンジ



### ★その他

#### ※電力検針票について…

検針日等には多少のばらつきがありますが、検針票の10月分とは「9月中旬から10月中旬頃」の電気料金になり、10月分の検針票は10月中旬頃に電力会社からお知らせがあります。詳しくは、過去の検針票を確認いただくか、電力会社にお問い合わせください。

#### ※応募用紙「当別町エネチャレンジ事業・実施報告書」は…

広報とうべつ9月号と同時に全戸世帯に配布しています(エネチャレンジチラシ裏面)。役場3階・経済部エネルギー推進室窓口に設置しているほか、町のホームページからもダウンロードできます。

#### ★応募締切

平成30年1月15日(月)まで

#### ★表彰・記念品贈呈等

審査により、優れたものと認められた取り組みは表彰します。詳細は、広報9月号と同時に配布するチラシをご覧ください。

#### ★応募先・問合せ

エネルギー推進室(役場3階・☎27-5089)



## コミュニティ 助成事業 を活用しました

対雁町内会では、会議テーブル・椅子、ホワイトボード、スチール書庫、事務用机・椅子、アルミ折りたたみテント、ポータブルワイヤレスアンプ、テレビ等を整備しました。

今後は、町内会のコミュニティ活動である地域のお祭りや自主防災組織による講習会など、町内会活動の一層の発展に寄与することが期待されます。

一般財団法人自治総合センターでは、全国自治宝くじの普及広報事業費を財源として、住民のコミュニティ活動の促進と発展を図る事業を支援しています。

▼詳細 企画課企画振興係(☎23-3042)



整備された備品の一部

## ふれあいバス実証運行！ 新たな路線「西当別道の駅線」



当別ふれあいバスは、新たな路線「西当別道の駅線」の実証運行を開始します。

9月に開業する「北欧の風道の駅とうべつ」や「西当別コミュニティセンター」にもふれあいバスを利用して行けるようになります。

詳しくは、広報とうべつ9月号と同時に全戸世帯に配布する「西当別道の駅線」のチラシまたは町ホームページをご覧ください（チラシは公共施設やふれあいバス車内にも備え付けています）。

### ▼実証運行期間

9月25日（月）～平成30年9月30日（日）

### ▼問合せ

当別町地域公共交通活性化協議会事務局  
（役場企画課内・☎23-3073）



## 「まだ、がん検診は関係ない」そう思っていないですか？ ～子宮がん・乳がん検診～

子宮頸がんは20代後半から増加します。近年、乳がんは日本女性の12人に1人がかかると言われており、40～50代女性のがん死因第1位です。子宮がん・乳がんともに仕事や家庭、育児にと活躍する女性の健やかな日常生活を奪います。自覚症状のない時に見つかるがんは治る可能性が高く、早期であれば治療期間も短く、経済的な負担も少なくてすみます。子宮頸がん・乳がん検診は2年に1度、定期的に検診を受けることが大切です。

▼日時・場所 10月26日（木）、ゆとろ  
※受付時間は、8時45分～10時30分  
12時45分～14時

### ▼申込み・問合せ

保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044/FAX25-5018/E-mail:hoken2@town.tobetsu.hokkaido.jp）

※次の2次元バーコードからも検診のお申込みができます。



### ▼検診内容・料金等

検診の種類・内容	対象	料金	
		一般・後期高齢者医療の方	当別町国保の方
子宮がん（細胞診）	20歳～	1,800円	1,000円
必要者に子宮体部がん（細胞診）	20歳～	800円	450円
乳がん（マンモグラフィー）	40～49歳	2,200円	1,200円
	50歳～	1,900円	1,050円

- ・乳がん検診の午前の受付は定員に達していますので、午後のご案内となります。
- ・キッズスペースも準備しますので、お子様連れでも受診できます。相談ください。
- ・生活保護世帯の方は無料です。
- ・子宮頸がんについては平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの方、乳がんについては昭和50年4月2日～昭和51年4月1日生まれの方に各がん検診の無料クーポン券を6月上旬に郵送していますので、当日お持ちください。

### 募 集

#### 非常勤保健師・管理栄養士を募集します

▼業務内容 特定健康診査・保健指導など

▼応募資格 保健師または管理栄養士の資格を有し、普通自動車運転免許証を有する方

▼募集人数 若干名

▼勤務場所 ゆとろ

▼勤務期間 平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

▼勤務時間 週 29 時間程度（週 4 日または 5 日）

▼報酬 月額 179,900 円

▼社会保険 原則、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し

▼募集期限 9 月 22 日（金）

▼申込み・詳細 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎ 23 - 4044）

### 個 人 番 号

#### マイナポータルが開始されます

マイナポータルは、マイナンバーカードを使いインターネットで、「ご自身の個人情報を行政機関同士がやり取りした履歴」「行政機関等が保有するご自身の個人情報」が確認できます。今後は、行政からのお知らせ機能や各種電子申請などのサービスも開始される予定です。

マイナポータルを利用するにはマイナンバーカード、ICカードリーダライタが必要です。ご利用の方は、マイナンバーカードをお早目に申請してください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係  
（☎ 23 - 2463）

### 後 期 高 齢

#### 後期高齢者医療制度～医療費通知を活用してください～

##### ○ 9 月下旬に医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さんに医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を年 2 回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の方へ送付します。これは、一定期間の医療費をお知らせすることで、自己の健康への関心や後期高齢者医療制度に対する認識を深めていただくことを目的としています。

##### ○医療費通知の活用例

- ・ 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- ・ 健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- ・ 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

##### ○注意事項

- ・ この通知は受診状況をお知らせするもので、請求書ではありません。特に手続きなど行っていないだけで必要ありません。
- ・ 医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- ・ 自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けているなど、記載されている金額と実際に窓口で支払った金額が異なる場合があります。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）、北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011 - 290 - 5601）

### 給 付 金

#### 臨時福祉給付金（経済対策分）手続きはお済みですか？

「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請期間は終了していますが、やむを得ない事由により申請ができなかった場合のみ、**10月4日（水）まで**申請を受け付けしています。

##### 《やむを得ない事由の例》

- ①郵便物の紛失や通知内容を未確認だった。
- ②災害等があった。
- ③当初、平成 28 年度分の市町村住民税（均等割）の課税者が、その後調査等で非課税者となった等。

※申請書の提出がない場合は「辞退」の取扱いとなります。

▼問合せ 臨時福祉給付金実施本部（ゆとろ内・☎ 25 - 2667）

### 更 新 申 請

#### 特定疾患医療受給者証等の更新申請について

現在お持ちの特定疾患医療受給者証等の有効期間は、**平成 29 年 12 月 31 日まで**です。今年は更新受付期間が変わり、10 月 2 日から 12 月 28 日まで、江別保健所及び同石狩支所窓口で更新手続きを行っているほか、次のとおり当別町役場で出張受付を行います。

▼日時 11 月 6 日（月）、10 時～15 時（12 時～13 時を除く）

▼場所 当別町役場 1 階大会議室

##### ▼更新申請が必要な受給者証

- ・ 特定医療費（指定難病）及び特定疾患医療受給者証

▼その他 本人または同一世帯のご家族が「特定疾患医療受給者証」または「医師診断書」を役場窓口